

平成23年第2回 東彼杵町議会臨時会会議録

平成23年第2回東彼杵町議会臨時会は、平成23年5月27日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 福田 修 君	2 番 橋村 孝彦 君
3 番 浪瀬 真吾 君	4 番 堀 進一郎 君
5 番 滝川 初夫 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 佐藤 隆善 君	8 番 樋口 庄次郎君
9 番 岡田 伊一郎君	10 番 後城 一雄 君
11 番 本下 利之 君	12 番 森 敏則 君

2 欠席議員は次のとおりである。

なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 今道 大祐 君
総 務 課 長 森 隆志 君	建 設 課 長 山田 聡 君
産 業 振 興 課 長 原田 尚登 君	町 民 生 活 課 長 林田 政佳 君
農 委 局 長 (原田 尚登) 君	町 民 福 祉 課 長 三根 貞彦 君
水 道 課 長 西坂 孝良 君	財 政 管 財 課 長 下野 慶計 君
教 育 次 長 山口 章 君	税 務 課 長 富永 勝 君

4 書記は次のとおりである

議会事務局長 上杉 房男 君	書 記 湯藤 美絵子 君
----------------	--------------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 選挙第1号 議長の選挙

(第1号の追加1)

日程第 1 選挙第2号 副議長の選挙

日程第 2 議席の指定

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 常任委員の選任

日程第 6 議長の常任委員辞任

日程第 7 議会運営委員の選任

日程第 8 議会広報編集特別委員会の設置について

日程第 9 議会広報編集特別委員の選任

日程第10 選挙第3号 東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙

日程第11 選挙第4号 長崎県後期高齢者医療広域連合議員の選挙

日程第12 所信表明

日程第13 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて

- (東彼杵町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第14 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて
(東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第15 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて
(平成22年度東彼杵町一般会計補正予算(第9号))
- 日程第16 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて
(平成22年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号))
- 日程第17 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて
(平成22年度東彼杵町老人保健事業特別会計補正予算(第2号))
- 日程第18 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて
(平成22年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第5号))
- 日程第19 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて
(平成22年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))
- 日程第20 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて
(平成22年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号))
- 日程第21 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて
(平成22年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号))
- 日程第22 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて
(平成22年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号))
- 日程第23 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて
(平成22年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号))
- 日程第24 議案第35号 東彼杵町監査委員の選任について
- 日程第25 報告第2号 専決処分に関する報告について
(大野原高原線改良工事(13工区)請負契約の変更に伴う請負金額の変更について)
- 日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務所調査の件
- 日程第27 特別委員会の閉会中の特定事件(所管事務)の調査の件
(広報編集調査特別委員会)
- 日程第28 議員派遣の件
(新議員研修会)

開会（午前9時00分）

○議会事務局長（上杉房男君）

お早うございます。事務局長の上杉でございます。本臨時会は一般選挙後初めての議会でございます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時の議長の職務を行なうことになっております。

ここで年長の堀議員をご紹介申し上げます。

堀議員、議長席の方に着席をお願い致します。

○臨時議長（堀進一郎君）

只今、ご紹介頂きました堀でございます。

地方自治法第107条の規定によって臨時に議長の職務を行ないます。どうぞ皆さん宜しくお願い致します。

それでは只今から、平成23年第2回東彼杵町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

初議会でありますので、ここで町長のご挨拶をお願いしたいと思います。

町長。

○町長（渡邊悟君）

改めまして、お早うございます。本日ここに第2回臨時会を招集致しましたところ、議員の皆様には大変ご多忙の中ご出席頂きましてありがとうございます。

このあと私も所信表明致しますけども、そのあと本臨時会の付議事件につきましては、専決処分によります税条例の改正が2件、平成22年度一般会計補正及び特別会計補正が8件、監査委員の選任及び請負契約の専決処分による報告1件を提出致します。監査委員の選任以外につきましては、全て前任者の紙谷町長が専決処分をされたものでございますので宜しくお願い致します。

このあと議員の皆様は、議長、副議長の選任等が行なわれますので理事者側は一旦退席をさせて頂きます。宜しくお願い致します。

○臨時議長（堀進一郎君）

どうもありがとうございました。

ここで理事者の方は一時退席のため、暫時休憩を致します。

暫時休憩（午前9時02分）

（理事者退席）

再開（午前9時03分）

○臨時議長（堀進一郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（堀進一郎君）

日程第1、仮議席の指定を行ないます。

仮議席は只今、着席の議席と致します。

日程第2 選挙第1号 議長の選挙

○臨時議長（堀進一郎君）

日程第2、選挙第1号議長の選挙を行ないます。

選挙は投票で行ないます。議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（堀進一郎君）

只今の出席議員は12人です。

次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に後城一雄君、及び本下利之君を指名致します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配布）

○臨時議長（堀進一郎君）

投票用紙の配布漏れはございませんか。

ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（堀進一郎君）

配布漏れなしと認めます。

次に投票箱を点検致します。

（投票箱点検）

○臨時議長（堀進一郎君）

異常なしと認めます。

只今から投票を行ないます。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願い致します。

○議会事務局長（上杉房男君）

それでは、只今から読み上げます。2番、後城一雄議員。3番、本下利之議員。4番、滝川初夫議員。5番、樋口庄次郎議員。6番、橋村孝彦議員。7番、佐藤隆善議員。8番、吉永秀俊議員。9番、福田修議員。10番、浪瀬真吾議員。11番、森敏則議員。12番、岡田伊一郎議員。1番、堀進一郎議員。

○臨時議長（堀進一郎君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（堀進一郎君）

投票漏れないと認めます。投票を終わります。

開票を行ないます。後城一雄君、及び本下利之君、開票の立会いをお願い致します。

選挙の結果を報告致します。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、森敏則君 6 票、浪瀬真吾君 5 票、吉永秀俊君 1 票、以上の通りです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。

従って、森敏則君が議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

(議場開放)

○臨時議長（堀進一郎君）

只今、議長に当選された森敏則君が議場におられます。

会議規則第 32 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

当選人の発言を求めます。森敏則君。

○12 番（森敏則君）

それでは、ご挨拶をさせていただきます。只今、皆様から選任頂きました森でございます。身に余る光栄だと思っております。議長職の責任の重さはひしひしと感じております。これから 4 年間、議員改革並びに議員のレベルアップ、そして町民との融和、しっかりと受け止めながら 12 人一致団結して東彼杵町の発展のために頑張ってまいりたいと思っております。どうぞ宜しくお願い致します。

○臨時議長（堀進一郎君）

これをもって臨時議長の職務を全部終了致しました。

ご協力有難うございました。

ここで議長と事務局との打合せのため、暫時休憩を致します。10 分間休憩致します。20 分から開会致します。

暫時休憩（午前 9 時 14 分）

再 開（午前 9 時 20 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ここで追加日程第 1 の追加 1 を、日程に追加することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、追加議事日程第 1 号の追加 1 を日程に追加することに決定しました。

日程第 1 選挙第 2 号 副議長の選挙

○議長（森敏則君）

日程第 1、選挙第 2 号副議長の選挙を行ないます。

選挙は投票で行ないます。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（森敏則君）

只今の出席議員数は12人です。

次に立会人の指名をします。

会議規則第31条第2項の規定によって立会人に、滝川初夫君、樋口庄次郎君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。宜しくお願ひ致します。

(投票用紙配布)

○議長(森敏則君)

それでは、投票用紙の配布は全てあり、記入されたと思います。それでは、投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森敏則君)

それでは、配布漏れなしと確認します。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(森敏則君)

異常なしと認めます。

只今から投票を行ないます。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

局長をお願いします。

○議会事務局長(上杉房男君)

それでは、只今から読み上げます。1番、堀進一郎議員。2番、後城一雄議員。3番、本下利之議員。4番、滝川初夫議員。5番、樋口庄次郎議員。6番、橋村孝彦議員。7番、佐藤隆善議員。8番、吉永秀俊議員。9番、福田修議員。10番、浪瀬真吾議員。12番、岡田伊一郎議員。11番、森敏則議員。

○議長(森敏則君)

それでは、投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森敏則君)

投票漏れなしと確認します。これで投票終了です。

開票を行ないます。滝川初夫君、及び樋口庄次郎君の開票の立会いをお願いします。

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票です。

有効投票の内、本下利之君6票、浪瀬真吾君4票、堀進一郎君1票、福田修君1票、以上の通りです。

この選挙の法定得票数は3票です。

従って、本下利之君が副議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

(議場開放)

○議長(森敏則君)

只今、副議長に当選されました本下利之君が議場におられます。
会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。
当選人より挨拶をお願いします。本下利之君。

○11 番(本下利之君)

一言ご挨拶を申し上げます。只今、議員の皆様にご支持を頂きまして副議長の名誉を受けまして、非常にこの要職に皆様方のご支持を頂き重責を荷うこととなりますけれども、元々、浅学菲才でございますが皆様と共にこの 4 年間頑張ってまいりたいというように考えております。宜しく
お願い致します。

日程第 2 議席の指定

○議長(森敏則君)

それでは次に、日程第 2、議席の指定を行ないます。

会議規則第 3 条の規定によって、議長が定めて良いことになってはいますが、申し合わせにより、
副議長は 11 番議席、議長は 12 番議席とし、後はくじによって決定したいと思います。

仮議席の順番によりくじを引いて頂きます。

くじ引きのため、暫時休憩します。

暫時休憩(午前 9 時 31 分)

再 開(午前 9 時 34 分)

○議長(森敏則君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議席を事務局長に報告させます。

○議会事務局長(上杉房男君)

それでは報告を致します。

堀進一郎議員 4 番。後城一雄議員 10 番。本下利之議員 11 番。滝川初夫議員 5 番。樋口庄次郎
議員 8 番。橋村孝彦議員 2 番。佐藤隆善議員 7 番。吉永秀俊議員 6 番。福田修議員 1 番。浪瀬真
吾議員 3 番。森敏則議員 12 番。岡田伊一郎議員 9 番。以上でございます。

○議長(森敏則君)

それでは議席の指定は、只今事務局長が読み上げました通り指定を致します。

それではこの後、議席の移動をお願いしますが、ここで各常任委員会の調整をした後、全員協
議会を開くため、暫時休憩致します。

暫時休憩(午前 9 時 35 分)

再 開(午前 9 時 48 分)

○議長(森敏則君)

それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

日程第 3 会議録署名議員の指名

○議長（森敏則君）

日程第3、会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、1番福田修君、2番橋村孝彦君を指名します。

日程第4 会期の決定

○議長（森敏則君）

日程第4、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会議は、本日1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、会期は本日1日間と決定致しました。

日程第5 常任委員の選任

○議長（森敏則君）

日程第5、常任委員の選任を行ないます。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

常任委員を次の通り指名致します。

総務文教厚生常任委員会に堀進一郎君、後城一雄君、本下利之君、佐藤隆善君、浪瀬真吾君、岡田伊一郎君、以上です。次に産業建設常任委員会が滝川初夫君、樋口庄次郎君、橋村孝彦君、吉永秀俊君、福田修君、森敏則です。以上の通りそれぞれ指名をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、各常任委員は只今指名しました通り選任することに決定しました。

この後休憩しますので、委員会条例第8条第2項の規定によって、各常任委員会を開いて頂き、委員長、副委員長をご選出して頂きます。

尚、決定の上、委員長よりお知らせをお願い致します。暫時休憩します。

暫時休憩（午前9時55分）

再開（午前10時15分）

○議長（森敏則君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員長、副委員長の決定の通知を受けましたので報告致します。

始めに総務文教厚生常任委員長、岡田伊一郎議員。副委員長、浪瀬真吾議員。次に産業建設常任委員長、福田修議員。副委員長、樋口庄次郎議員。以上の通りです。

ここで日程外の各種会議選出委員の推薦を行ないたいと思います。

各種会議選出委員の推薦につきましては、申し合わせ事項により、学校給食運営委員に総務文教厚生常任委員から1名となっており、総務文教厚生常任委員から推薦が挙がっています。

従って、学校給食運営委員に佐藤隆善君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、只今の推薦の通り決定を致しました。

ここで除斥のため、副議長と交代を致します。暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時16分）

再開（午前10時18分）

○副議長（本下利之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議長の常任委員辞任

○副議長（本下利之君）

日程第6、議長の常任委員辞任を議題と致します。

地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、議長の退場を求めます。

議長は議会の代表権が与えられて、更に各委員会に出席して発言できると、議会全体を統理しなければならない立場にあります。このような理由により、常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は申し出の通り許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（本下利之君）

異議なしと認めます。

従って、森敏則議長の常任委員の辞任を許可することに決定を致しました。

議長の入場を許し、議長と交代のため暫時休憩をします。

暫時休憩（午前10時20分）

再開（午前10時21分）

○議長（森敏則君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議会運営委員の選任

○議長（森敏則君）

日程第7、議会運営委員の選任を行ないます。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって議長において指名します。

それでは指名します。岡田伊一郎議員、福田修議員、吉永秀俊議員、橋村孝彦議員、浪瀬真吾議員、本下利之議員。以上、6人の議会運営委員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、議会運営委員は只今指名しました通り選任することに決定しました。

この後休憩しますので、委員会条例第8条第2項の規定によって委員会を開いて頂き、委員長、副委員長の互選をお願いします。暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時22分）

再 開（午前10時30分）

○議長（森敏則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員長及び副委員長の決定通知を受けましたので報告します。

議会運営委員長に橋村孝彦議員。副委員長に吉永秀俊議員。以上の通りです。

ここで全員協議会を開催するため暫時休憩を致します。

暫時休憩（午前10時31分）

再 開（午前10時34分）

日程第8 議会広報編集特別委員会の設置について

○議長（森敏則君）

日程第8、議会広報編集特別委員会の設置について、を議題とします。

お諮りします。議会の審議、活動等を広く住民に公開し、周知する目的の議会広報を発行するため、6名で構成する議会広報編集特別委員会を設置したいと思います。ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、6名で構成する議会広報編集特別委員会を設置することに決定しました。

この委員会は議員の任期までの間存続するものとします。

日程第9 議会広報編集特別委員の選任

○議長（森敏則君）

日程第9、議会広報編集特別委員会の委員の選任を行ないます。

お諮りします。議会広報編集特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって議長において指名します。

それでは名前を読み上げます。滝川初夫君、佐藤隆善君、本下利之君、樋口庄次郎君、橋村孝彦君、岡田伊一郎君、以上6名を議会広報編集特別委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、議会広報編集特別委員の委員は、只今指名した通り選任することに決定しました。

この後休憩しますので、委員会を開き委員長、副委員長の互選をお願いします。尚、決定の上は委員長より報告をお願いします。暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時36分）

再開（午前10時41分）

○議長（森敏則君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報編集特別委員会の委員長、副委員長の決定の通知を受けましたので報告します。議会広報編集特別委員長に樋口庄次郎議員、副委員長に滝川初夫議員。以上の通りです。

日程第10 選挙第3号 東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙

○議長（森敏則君）

日程第10、選挙第3号東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙を行ないます。

福祉組合議会議員については、組合規則第5条第2項の規定により、議長及び議員の中から選挙されたものをもって充てるということになっています。

従って、議長を除き3名の選挙をお願いします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、選挙の方法は指名推薦とすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議長が指名することに決定しました。

それでは、東彼地区保健福祉組合議員に議長の他、本下利之君、岡田伊一郎君、福田修君を指名します。

お諮りします。只今、議長が指名をしました議員を東彼地区保健福祉組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、只今指名しました議長の他、本下利之議員、岡田伊一郎議員、福田修議員が東彼地区保健福祉組合議会議員に当選されました。

只今当選されました、本下利之議員、岡田伊一郎議員、福田修議員が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定による当選の告知をします。

日程第 1 1 選挙第 4 号 長崎県後期高齢者医療広域連合議員の選挙

○議長（森敏則君）

日程第 11、選挙第 4 号長崎県後期高齢者医療広域連合議員の選挙を行ないます。

定数は 1 名です。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推薦にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、選挙の方法は指名推薦で行なうことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、議長が指名することに決定しました。

長崎県後期高齢者医療広域連合議員に森敏則を指名します。

お諮りします。只今、議長が指名しました森敏則を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、只今指名しました森敏則が当選をしました。

これから議会運営委員会及び、全員協議会を開催し、その後理事者入場まで、暫時休憩をします。

暫時休憩（午前 10 時 45 分）

再 開（午前 13 時 15 分）

○議長（森敏則君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1 2 所信表明

○議長（森敏則君）

日程第 12、所信表明。ここで去る 4 月 24 日に執行されました、東彼杵町町長選において当選を果たされました渡邊町長に所信表明をお願い致します。町長。

○町長（渡邊悟君）

改めましてこんにちは。所信表明でございますけども、その前に、午前中議会のほうの委員会

構成が決定を致しております。議長に森敏則様、副議長に本下利之様。それぞれ各常任委員会、各委員会につきましては、それぞれご就任頂きまして心からお祝い申し上げます。私もこの度の立候補に際しましても、1番の願いが住民の皆様、議員の皆様、そして行政、三つの輪が、一つになって明るい町政を目指したいと思っておりますので今後とも宜しくお願い致します。

それでは、所信表明を致します。

この度、東彼杵町町長選挙におきまして、町民皆様方の信託を賜り、当選の栄に浴し、身に余る光栄に存じます。この責任の重さに身の引き締まる思いでいっぱいでございます。今日まで多くの先人の方々が築いてこられました自然豊かな東彼杵町の町政を、5月22日付けで担うことになりました。

就任の日は、早速、彼杵小学校の運動会のご案内を頂きまして、東彼杵町の将来を担う子どもたちの姿を見ながら町政のあるべき姿を再認識を致しました。

私はこの40年間、東彼杵町役場職員として勤務させて頂きました。町民皆様方に育てて頂きました。心から感謝申し上げます。

町民皆様のために真面目に誠意と責任を持って全力で取り組んでいく覚悟でございます。

これまで役場職員として、産業振興をはじめ施設整備など行なう場合、常に地域の皆様と膝を交えながら対話をしてまいりました。この対話が私の一番の宝物です。

これからは、より多くの町民の皆様方との対話を大切にし、貴重な皆様方の声を町政に活かして、町民皆様と一緒に町づくりを行いたいと思います。

そして、議員の皆様のご理解と職員の協力を得ながら行政と議会に光を当て、風通しをして公平公正な町政を目指します。

まずは出来ることから小さな第一歩をしっかりと焦らず腰を据えて、しかも迅速に仕事を進めて参ります。

今、東彼杵町は人口が加速しながら減少致しております。これは全国の現状でもあります。その要因は少子高齢化、若者の町外流出、未婚、晩婚化などです。

若者の流出の最大な要因として働く場所がない。少子化に伴う教育環境、買い物や遊ぶところがないなど数多くの課題があります。

この人口減、少子化対策に次のような施策が考えられます。産業振興・雇用の創出、社会環境の整備、子育て・教育力の強化、健康長寿対策、交流人口の拡大、定住促進などありますが、まず産業振興と雇用の創出、産業は町の財政基盤を支え、町民の生活の安定や暮らしに活力をもたらします。このため企業誘致や震災の影響で企業の進出が見込まれるため早急な受け皿づくりを推進したいと思います。

社会環境については、男女共同参画社会の形成として、これまで農業委員会の女性登用などを行なって参りました。今後、社会活力を維持向上するためにも、高齢者並びに女性の力が欠かせません。結婚対策については、今までの出会いの広場など取り組みが農業委員会や町づくり委員会などで鋭意努力して行なわれてきました。中々簡単には参りませんが、東彼杵町には未婚者の方が相当いらっしゃいますので、結婚しやすい環境づくりを進めて参ります。

子育て力について東彼杵町は先駆的な取り組みが既に実施されております。但し、子育ての転出に対する歯止めや人口流入の政策をどう組み立てていくのかを検証するとともに積極的に取り組みたい。

地域の教育力の強化については、家庭・学校・地域との連帯をより一層努力し、学習支援チーム派遣事業など長崎県が行ないます事業などと連携し、小中学校の学力向上にも取り組みます。

健康長寿対策として、明るく生きがいのある充実した生活を送るうえで、健康づくりは特に大切な施策です。健康で活力ある町づくりを行なうため、生活習慣の予防や生活習慣の改善とスポーツ・レクリエーションが気楽に出来る環境づくりを推進します。

交流人口の拡大として、道の駅を中心に年間相当の昼間人口が流入しています。また、龍頭泉や江の串川河川公園をはじめ東彼杵町には豊かな自然が数多くあります。この地の利を活かして、やすらぎと癒しの空間となる、心に活力を与えてくれる、パワースポットとしても町外からのお客様が再来できる取り組みに努力したいと思います。あわせて、町民皆様にも、散策や積極的な利活用を宜しくお願い致します。

定住促進につきましては、田舎暮らしをテーマにした、みどり豊かな東彼杵町の魅力を情報発信して参りたいと存じます。

人口減少は地域社会を衰退させる方向に進みますが、同時にそれを克服しようとする地域住民の努力は、負の力を乗り越える力を生み出すこともありますので両面から取り組みたいと思います。

私は、町長給与を 50%カットし、半額で身を挺して町政に臨む決意でございます。給与条例改正につきましては、是非ともご同意頂けるものと確信致しております。

これまでの農林水産業について、日本は農業大国で国内生産額 8,000,000,000 千円。世界第 5 位であります。しかし厳しく弱い産業とされ、農家所得向上は先が見えない状況で農業経営者は減少の一途であります。水産業、林業など、基幹産業の衰退は町の衰退でもあります。既存の施策を中心に六次産業の導入など、試行的な施策を行なって参ります。

商工業の振興につきましては、町内での消費が原則であり、町民皆様のご理解が極めて重要であります。現状を検証し時代にあった施策を調査研究します。

福祉・医療につきましては、高齢社会や厳しい生活環境のなか国県のめまぐるしい政策等によって年々コストの増加は必至となっております。これは弱者対策であり手厚い対策は避けて通れない厳しい現状であります。予防医学の観点から健康診査、保健指導をさらに強化し、健康な町づくりを推進します。

教育振興につきましては、子供たちの健全な成長で規則正しい教育環境が形成されています。しかし、児童生徒数は少子化による減少の一途であり、クラブ活動や教育環境に支障を来しているのではと危惧致しております。このため教育委員会と共に慎重な議論を行ないあるべき姿を模索し、子供たちのための学校づくりで児童生徒の生きる力を育む、よりよい教育環境の整備を図って参ります。

社会環境につきましては、公共交通を再考し町民皆様の足として確保するため、利用環境の変化など実態を見つめ、あるべき姿を見直します。国・県道の整備促進と町道改良による利便性の向上、さらには下水道整備については将来に大きな負担が課せられます。このため、合併浄化槽の普及を含めた事業計画で推進したい。又、環境にやさしい町づくりを推進し生活環境の向上を図って参ります。

地方自治体は、いつの時代にあっても、どこの地域にあっても多くの課題を抱えています。東彼杵町においても、先人たちが背中を見せ、汗を流し戦後からの復興で私たちに素晴らしい東彼

杵町を残してくれました。今度は私たちが町民皆様と手を携え、英知を結集し、限られた財源を使い、背中を見せ、汗を流し子供たちや孫たちに素晴らしい東彼杵町を残して参りたいと存じます。

所信の一端を述べさせて頂きましたが、私は町長として町民皆様方との対話を何よりも大切に、皆様方の声を町政に活かして行きたいと考えております。風光明媚な東彼杵町の地の利を活かし、この町に住んで良かったと感じる町づくりを議員皆様、町民皆様と一緒に目指したいと思っております。

厳しい現状の中ではございますが、議員皆様、町民皆様のご支援、ご協力を賜りますようどうぞ宜しくお願い致します。ありがとうございました。

○議長（森敏則君）

以上で町長の所信表明を終わります。

日程第 13 議案第 24 号 専決処分の承認を求めることについて
(東彼杵町税条例の一部を改正する条例)

日程第 14 議案第 25 号 専決処分の承認を求めることについて
(東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○議長（森敏則君）

日程第 13、議案第 24 号専決処分の承認を求めることについて（東彼杵町税条例の一部を改正する条例）、日程第 14、議案第 25 号専決処分の承認を求めることについて、（東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）以上、2 議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは、議案第 24 号の提案理由の説明を致します。24 号につきましては、今回の東日本大震災によりますところの被害が未曾有のものであるということを考えまして、現行制度では適応しないということで、改めて被災納税者に実態に照らして改正をするものでございます。

それぞれ、個人住民税につきましては、雑損控除の設定とか住宅ローン減税の適用に対する対象期間の延長、税額控除等が適応するようになっております。詳細につきましては、担当税務課長から説明をさせます。

それでは、議案第 25 号につきましても説明致します。これにつきましては、国民健康保険税条例の一部改正でございますが、これにつきましては、基礎課税額に対します課税限度額の引き上げ、それぞれ 500 千円を 510 千円とか、或いは後期高齢者の支援に対するものの課税限度の引き上げ、さらには介護納付金につきましても引き上げでございます。それから、後期高齢者制度の、廃止するまでの間の、保険税賦課の減額措置期間の延長等でございます。これにつきましても、担当の税務課長のほうから報告を致します。

○議長（森敏則君）

税務課長。

○税務課長（富永勝君）

それでは代わりまして説明を致します。

まず、議案第 24 号の東彼杵町税条例の一部を改正する条例ですけども、新旧対象表の 1 ページをお願いします。

3 月 11 日に起きました東日本大震災による被害が未曾有のものであることに鑑み、現行税制をそのまま適用することが被災納税者の実態に照らして適当でないと考えられるもの等について、緊急の対応として今回改正されたものです。

まず、附則第 22 条、東日本大震災に係る雑損控除等の特例につきましては、今回の大震災により住宅や家財等について生じた損失について、平成 22 年分の総所得金額等から雑損控除として控除できるものとし、また雑損控除を適用して前年分の総所得金額等から控除しても控除しきれなかった損失額についての繰越可能期間を現行 3 年を 5 年とするものです。

次に 2 ページをお願いします。

附則第 23 条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例です。これは、住宅借入金等の特別税額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住の用に供することが出来なくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について引き続き税額控除適用出来るようにするものです。

次に 3 ページをお願いします。

附則第 24 条、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等についてですが、固定資産税では大震災による災害による滅失・破壊した住宅の敷地用に供されていた土地を被災後 10 ヶ年度分については当該土地を住宅用地とみなして、小規模住宅用地の特例措置の対象とするためにすべき申告の規定であります。

次に議案の改正条文をお願いします。

3 ページを。附則の施行期日ですが、この条例は交付の日から施行し附則第 23 条に係る部分については、これは住宅借入金等の特別税額控除の適用ですけども、これにつきましては平成 24 年 1 月 1 日から施行するものです。以上、宜しくお願いします。

次は、議案第 25 号東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を致します。この新旧対照表の 1 ページをお願いします。

第 2 条第 2 項、第 3 項、第 4 項、及び第 21 条の課税額の改正であります。国民健康保険税は国民健康保険に要する費用に充てるため課税するものでありまして、課税すべき総額所得や被保険者数等に応じて按分して課税額を際するとともに、協会けんぽ 9 の政府干渉保険などの被用者保険と同様に一定の上限額ですね、課税限度額が設けられています。

医療費が増高し課税総額が増加していくなかであって、課税限度額を据え置くことは、課税限度額を超える者の負担を増やさないという効果があるものの、反面、課税限度額に達しない中低所得者への負担が増すこととなります。

そこで協会けんぽの上限額が 1,087 千円あることを考慮し、中低所得者の負担軽減のため平成 23 年度の国民健康保険税から基礎課税額にかかる課税限度額を、これは普通医療分なのですけれども、現行 500 千円を 510 千円に、後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額を、現行 130 千円を 140 千円に、介護納付金課税額にかかる課税限度額を、100 千円を 120 千円にそれぞれ引き上げるものです。

次に裏面の 2 ページをお願いします。

第 26 条第 2 号の国民健康保険税の減免ですが、2 号中の()内の、資格取得日の属する月以

後2年を経過する月までの間に限る、を削除する改正であります。これは後期高齢者医療制度の創設に伴い、制度創設時の後期高齢者、又は制度創設後に75歳に達した人、又は65歳以上で後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた人が、被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被用者保険の被扶養者から国保の被保険者となった人について、被用者保険の被扶養者であった期間に限度を賦課されなかったことに対して、国保被保険者となったことで新たに保険税を負担することとなるため当該被扶養者であった人について、激変緩和措置として当分の間、後期高齢者医療制度と同様の保険料負担軽減措置が適用される期間を延長するものです。

次に議案の改正条文をお願いします。

附則第1条の施行期日ですが、この条例は平成23年4月1日から施行し、第2条の適用区分では改正後の東彼杵町国民健康保険税条例の規定は平成23年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成22年度分までの国民健康保険税につきましては、尚従前の例によるものです。以上、宜しくお願いします。

○議長（森敏則君）

それでは、これから一括して質疑を受けます。どうぞ。

2番議員、橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

24号の件なのですけれども、税条例の改正ですが、当然これは国に準じてと言いますか、だから改定されたのでございましょうけれども、当該地域、いわゆる大震災の当該地域は当然のこととございますが、当該地から離れた遠隔地の当町、恐らく日本国中の地方自治体でこういう改定があったのだらうと思っておりますが、こういった全く被害が及ばないところにおいての条例改正をしなくちゃいけない理由、そこら辺を何かあったらお願いします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

税務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（富永勝君）

まず、22条の雑損控除とか、第23条の住宅借入金特別控除につきましては、被災された住民の方が、例えば東彼杵町に避難されて、こちらの方で住所を構えとか、そういう方がおられた場合には、この条例がなければ当然うちのほうでの適用が出来ないということです。

それで1番最後、固定資産税につきましては、その土地自体は被災地域だけに限られていますので、関係ないと言えれば関係ないのですけれども、一応先程言われましたように国の中での施策ということで、前の阪神淡路のときもそうですけれども、こういう条例として、一応、いつ何とき、その該当するかどうか分かりませんので、条例として提案させて頂いたということです。宜しくお願いします。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終ります。

お諮りします。議案第 24 号、議案第 25 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが異議ありませんか。

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って議案第 24 号、議案第 25 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから一括して討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終ります。

これから議案第 24 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って 議案第 24 号専決処分の承認を求めることについて、東彼杵町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに決定しました。

次にこれから議案第 25 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、議案第 25 号専決処分の承認を求めることについて、東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 15 議案第 26 号専決処分の承認を求めることについて
(平成 22 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 9 号))

○議長（森敏則君）

日程第 15、議案第 26 号専決処分の承認を求めることについて、平成 22 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 9 号) を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは、議案第 26 号の提案理由の説明を致します。

これは一般会計補正予算でございます。歳入歳出の総額をそれぞれ 5,100,000 千円、丁度でございます。補正額につきましては、66,731 千円を追加するものでございます。

歳出につきましては、平成 22 年度の執行残による減に伴います余剰金の、執行残整理でござ

います。

歳入につきましては、年度間の財政調整等を図るためにそれぞれ基金のほうに積み立を行うものでございまして、お手元にございます通り下水道基金、地域福祉基金、それぞれ、ふるさと創生基金、減債基金等に積み立てを致しております。

歳入につきましては先程言いましたように、それぞれの若干の財源がございますので、その出納閉鎖後の整理を行なっておりますので、普通交付税、特別交付税、それに町税、更には記載等の調整等を行なっております。詳細につきましては、財政管財課長に説明をさせます。以上で終わります。

○議長（森敏則君）

財政管財課長。

○財政管財課長（下野慶計君）

代わりまして説明致します。35 ページの歳出のほうからお願い致します。

1 目 2 款 3 節の人件費の不用額の減でございます。

それから次のページ、36 ページ、総務管理費の 1 目、一般管理費 2 節から 19 節、4 目、会計管理費の 11 節、それぞれ執行残の減額しております。

それから 5 目財産管理費の 11 節、13 節も執行残の減額です。尚、25 節の積立金は、今回補正によります財源剰余分 48,932 千円の追加です。

6 目財政調整基金費の積立ての、今回補正による財源剰余分で計上できました 30,000 千円の追加です。

7 目企画費から次のページの、12 目企業誘致対策事業費まで、それぞれ執行残の減額です。

14 目オフトーク通信費は、11 節で不用額を減としております。尚、この費目はオフトーク手数料等の特定財源のみで不用しておりますが、決算見込みで余剰が出ましたため、25 節の積立金に 195 千円を追加して歳入歳出を調整しております。

39 ページ、2 項の徴税费です。それと次のページ、4 項選挙費も執行残の減です。

41 ページをお願いします。

3 款 1 項、社会福祉費の 1 目社会福祉総務費、及び 2 目老人福祉費の 13 節 19 節とも執行残の減額です。尚、25 節積立金は今回補正により財源剰余分 39,623 千円の追加です。

3 目障害福祉費、次の 42 ページ、4 目の福祉センター費、5 目後期高齢者医療費ともに説明欄に記載しております通り執行残の減額です。尚、3 目障害福祉費の 13 節は説明の流用をしております。

43 ページの 1 目から 6 目の児童福祉費も執行残の減額、並びに財源更生を行なっております。

44 ページの保健衛生費、1 目から 4 目それぞれ執行残の減額です。

45 ページの 2 目農業総務費から、次のページの 8 目中山間地域まで、それぞれ説明欄の通り執行残の減額をしております。

48 ページをお願いします。

3 項水産業費、1 目、2 目それぞれ執行残の減額です。

49 ページ、商工費の 2 目、3 目、及び 4 目、いずれも執行残の減額です。

50 ページ、1 目土木総務費、及び 51 ページの、2 目道路橋梁維持費、5 目大野原高原線道路改良、いずれも執行残の減額です。

52 ページの 2 目公共下水道費は 25 節で今回補正での財源余剰分として 80,000 千円の積立額を計上しております。28 節は公共下水道事業特別会計への繰り出し不用額の減です。

6 項住宅費の 1 目、2 目は工事請負費の執行残を減にしております。

54 ページをお願いします。

防衛施設周辺整備事業費の 1 目渉外費、25 節積立金は国からの交付金が確定したことによりまして、68 千円の追加計上をしております。2 目の平似田・太ノ浦線道路改良事業費は執行残、及び不用額の減です。

55 ページの消防費、2 目、3 目それぞれ説明欄の通り執行残の減額です。

56 ページ、1 項教育総務費、及び 57 ページの 2 項小学校費、説明欄の通り執行残の減額です。

58 ページをお願いします。中学校費、並びに 59 ページの幼稚園費も執行残の減額です。

60 ページ、及び 61 ページの社会教育費も 1 目から 5 目までそれぞれ事業費や施設管理費等の執行残の減です。

62 ページ、保健体育費、63 ページ、学校給食共同調理場費も説明欄の通り執行残の減です。

64 ページ、農林水産施設災害復旧費、1 目町単独の調査費ですけど、これも執行残不用額を減額しております。

65 ページの 1 目公共土木施設災害復旧費、15 節工事請負費の執行残の減額です。

66 ページ、12 款公債費も執行残の減額でございます。

次に 9 ページの歳入の方へお願いします。

町民税でございます。個人及び法人とも収入実績による追加でございます。次のページ、町たばこ税、収入実績による追加です。

次に 11 ページの地方揮発油譲与税、12 ページ自動車重量譲与税、13 ページ利子割交付金、14 ページ、配当割交付金、15 ページ、株式等譲渡所得割交付金、16 ページ、地方消費税交付金、17 ページ、ゴルフ場利用税交付金、18 ページの自動車取得税交付金、19 ページの国有提供施設等所在市町村助成交付金、いずれも収入実績での増減を計上致しております。

20 ページをお願いします。

地方交付税でございますけど、これは 22 年度の普通交付税の総額が 1,992,779 千円となりまして、対前年比 76,053 千円、4.0%の増となっております。また特別交付税の総額は 151,423 千円、対前年比 20,694 千円、15.8%の増となっております。

21 ページの交通安全対策特別交付金は収入実績による減額でございます。

22 ページ、1 目民生費負担金は保育料の収入実績による減です。

23 ページ、使用料です。施設の使用料ですが、6 目 1 節、及び 4 節の住宅使用料、又 3 節の道路敷使用料、7 目の教育関係使用料、いずれも実績により計上を致しております。

24 ページ、1 目総務手数料は各種証明手数料の収入実績により追加計上をしております。

25 ページ、1 目民生費国庫負担金では、子ども手当て、及び障害者自立支援給付につきまして実績により計上をしております。

26 ページ、2 目民生費国庫補助金は、障害者の医療支援事業等の実績による補助金の追加です。4 目土木費国庫補助金は、蔵本 B 団地、外壁、屋根改修工事の実績による補助金の減でございます。

27 ページ、2 目民生費委託金も説明欄の通り実績による減額でございます。

28 ページ、1 目民生費県負担金は、子ども手当の実績による減です。

29 ページ、障害福祉、児童福祉における収入実績での計上をしております。3 目衛生費県補助金は、母子保健事業の収入実績による減額補正をしています。4 目農林水産業費県補助金、農業費補助金の事業費に対応した収入実績での計上です。6 目教育費県補助金は、放課後子ども教室への補助金の実績による減です。

30 ページをお願いします。

1 目総務費県委託金は、徴税費、及び選挙費に掛かる実績での計上です。6 目土木費県委託金は、港湾管理に係る県からの管理事務費の収入実績による計上です。7 目教育費県委託金は、青少年健全育成のため有害環境の巡視活動などに交付されるもので収入実績により計上しております。

31 ページ、財産売払収入、1 目の不動産売払収入は、町有林の間伐材売払収入、及び町有地の売払収入を実績により計上しております。

32 ページの寄附金は、ふるさとまちづくり応援寄附金等の実績によりまして追加計上をしております。

33 ページ、3 目減債基金繰入金、10,000 千円を減額することが出来ました。4 目のふるさと創生事業基金繰入金、これは簡易水道事業の彼杵地区水源開発試験工事、及び工業団地配水池増設工事等の事業財源として、2,674 千円を追加計上致しました。5 目のみどりの基金繰入金、歳出の総務費の地域づくり推進事業での実績減による繰入金の減でございます。6 目地域福祉基金繰入金、歳出の民生費の児童福祉費での実績減による繰入金の減です。7 目教育文化施設整備基金繰入金、これは教育センター分室の外壁防水工事の実績減による繰入金の減額でございます。

34 ページをお願いします。

雑入ですが、実績によりまして芸術文化公演事業入場券売上代等を計上致しております。

次、6 ページをお願い致します。

第 2 表の繰越明許費補正でございます。今回、繰越明許費として 1 件追加させていただきます。持家奨励補助金でございますが、22 年度後半におきまして、補助金受給対象者から交付申請を受付まして審査の後に交付決定通知を致しましたけれども、新築住宅の完成が 4 月末となりまして年度内の請求、及び交付が出来ないために次年度へ繰越すものでございます。金額は 1,400 千円でございます。

次に 7 ページから 8 ページの総括、戻りまして 1 ページから 5 ページは今回補正の積み上げでございます。説明を省略致します。以上、宜しくお願い致します。

○議長（森敏則君）

これから質疑を行ないます。

6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

37 ページをお願いします。

今、課長の説明にもありました繰越明許でも出て来たお話の件なのですが、11 目のですね、補助金、協働のまちづくり事業補助金の執行残高が 4,000 千円。これ多分この中には、地域づくりをしたら 100 千円というものも入っていると思いますけれども、この実績がどの位、3 月までにあったのか。又、持家奨励金、これは、多分昨年度、3 月議会、6 月議会、2 つの議会に

またがって、すったもんだの未成立した条例でありまして、これも執行残が4,600千円ということなのですけれども、これも実績をお尋ねしたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○—△—

財政管財課長。

すみません、総務課長お願いします。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、総務課長。

○総務課長（森隆志君）

代わりまして説明します。

協働のまちづくり事業補助金、4,000千円の今回減にしておりますけれども、当初5,000千円ありました。今回、実績を元に減をしたわけですが、22年度実績、22年度が始まった事業でございますけれども、約11件の団体から補助金申請がありました。その内、決算としましては、11件ですから1,100千円かなとも思われるかもしれませんが、それぞれ100千円であったり、補助金が少ない団体は25千円だったり、それぞれのまちづくりの事業内容によって変わってきます。決算としては、612千円ございました。11団体、612千円で決算を終えております。

それと、持家奨励金も22年度から始まった事業でございます。今回、専決処分にて繰越明許をお願いしていましたが、当初6,000千円ございましたけれども1,400千円の決算であります。

1件の申請でありました。新築に1,000千円、それとその世代に子どもさん4人いらっしゃいました。4人いらっしゃいましたので1人に100千円とことで、1,400千円の補助金の決算となっております。以上です。

○議長（森敏則君）

6番議員、吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

私は、この協働のまちづくり事業の100千円で、中々良い、町独自の良い条例だと思ったのですが、今お話を聞きますと2、30千円の件もあったし、100千円の限度額を使った事業もあったそうですけれども。やはり全部で11件ですか。やはり、これ少ないように感じます、1年間で。これもやはり、もう少し町民の皆さんにこういったものがあるのですよというような事を、もう少しPR不足じゃないかというふうに感じますけれども町長はどうですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かに議員言われる通りでございます。私は今回からは、行政が町づくりを待つのではなくて、私どもの方から出で行くような、そういうシステムを心がけていこうということで考えておりますので、住民から挙がってくるのを待つのではなくて、行政の方から進んでいくような、相談相手になって、そこで町づくりを作り上げていくような、逆のシステムでいこうかと考えております。

すので、宜しくお願い致します。

○議長（森敏則君）

6 番議員、吉永君。

○6 番(吉永秀俊君)

そういうことですので、是非もう少しPRを、積極的にして頂きたいと。出来ればこういう事業をされる、最初、これを立ち上げてというのは中々難しいのですよね、町長も良くご存知のように。ですから、その立ち上げる段階で町がお手伝いをするような形であったら、もう少し件数が増えるのではないかと思います。

それと、持家奨励金がそうしますと、たった一軒だったということになりますね。1年間で東彼杵町にはたった一軒しか新しい家が出来なかったということになります。

やはりこれではどうしても、やはり人口が減るわけです。やはり人口9千人位の町に1年間に一軒しか新しい家が出来なかったというのが、やはり今後の、町の大きな課題じゃないかと、何故こんなに魅力がないかと、この町にそういうこともちょっと考えられますので、是非、新しい町長には、こういったことも含めて魅力ある町づくり、東彼杵町に家を造りたいなというような雰囲気、是非、作って頂きたいと思えますけど。感想を一言お願いします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

真剣にこの問題は、先程、所信表明で述べましたとおり、人口の減少は、本当に止めることは無理だと思います。

しかし、今日の朝のニュースでは、読谷村ですか、沖縄が毎年200人ずつ増えていることで4万人になっておりましたけども、素晴らしい取り組みが成されておりますので、そういう推進的な町の取り組みを参考にしながら精一杯頑張りたいと思えます。宜しくお願い致します。

○議長（森敏則君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

先程、吉永議員のご意見の中にもありましたけれども、確かに今回22年度は一軒でございました。しかしながら、問い合わせは結構ありました。しかし、縛りがあってですね、中々補助金に至るまでにいかなかったと。

例えば、町内業者じゃないハウスメーカー、町外にほとんどありますけれども、そういう方達が建てる家が多かったということ。それはちょっと対象外になりますので、あくまでも町内が入ってないと駄目だということ。

それともう一つは、やはり親の土地にそのまま何もお金が動かないで、建てる、建て替えという、そういうケースが多くございました。23年度に入りまして、そういう方達から問い合わせがっております。そういう事で、ご辞退願うケースもございますけども、なるべく町長が言いましたような方向で、新たな開拓、洩れがないように調査をしていきたいと思っておりますので宜しく申し上げます。

○議長（森敏則君）

3 番議員、浪瀬君。

○3 番(浪瀬真吾君)

43 ページの 4 目児童福祉施設費の中で、約 10,000 千円程減になっておりますが、この認可保育所整備事業補助金減という事となっておりますが、これは山田保育園の事だろうと思っております。こういった事で、この総事業費の今新しく建っている部分と、又、旧場所の解体部分も含めてあるのではなかろうと思っておりますが、それぞれいくら位だったのか。そして、又、収容人員が最大何人位で、現在のところ何人位入園しておられるのかお尋ねを致したいと思っております。

○議長 (森敏則君)

町長。

○町長 (渡邊悟君)

町民福祉課長。

○議長 (森敏則君)

町長に代わり町民福祉課長。

○町民福祉課長 (三根貞彦)

細かい数字はすみませんけれども、今ちょっと持ってきておりませんのでのちほど答弁したいと思っておりますけれども。定員につきましては 80 人でございます。当初 150,000 千円程の支出を予定しておりましたけれども、140,000 千円程度になったということでございます。後で詳細につきましては、報告したいと思っております。

○議長 (森敏則君)

3 番議員、浪瀬君。

○3 番(浪瀬真吾君)

46 ページの 3 目農業振興費の中のワイヤーメッシュの件ですけれども、これは約 5,000 千円程減になっておりますが、現在、国の 100%事業で、18 地区、約 110km 程の、計画がなされていて、一部辞退された地域もあると聞きましたが、こういった部分の、こういった要望があっているのにこういった減額をしないで、補助対象がちょっと違うかもしれませんが、そういったものが出来なかったものなのか、ちょっとお尋ねをしたいと思っております。

○議長 (森敏則君)

町長。

○町長 (渡邊悟君)

産業振興課長。

○議長 (森敏則君)

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長 (原田尚登君)

こちらの事業につきましては、100%事業は終わっておりますので、その分の減額でございます。あくまでも 23 年度につきましては、新しく要望を取ってしておりますので。毎年 100%近く要望については補助しているというのが現状でございます。

○議長 (森敏則君)

3 番議員、浪瀬君。

○3 番(浪瀬真吾君)

要望があっていて、結局 5,000 千円程減額をされておるわけですが、それを要望を挙げないと

出来ないというのは分かりますけれども、そういったところの調整をもう少し微調整して、なるべく早くに、出来るようにしてもらったほうが、農家の方とか農業者の方なんかは助かられると思ったのですが、無理なところもあるのではなかろうかとは思いますが、そういったところの研究あたりを、ちょっとして頂けないかなと思っております。宜しくお願いしたいと思います。

○議長（森敏則君）

答弁いいですね。

町長に代わり産業振興課長が答弁をします。

○産業振興課長（原田尚登君）

先程言いましたように、22年度につきましては全部100%終わっていますので、その分を落としたということをご理解をお願いします。今年度につきましては、新しくまた要望を空けていますので全力で100%になるようにしていきたいというふうに思っております。

○議長（森敏則君）

次に4番議員、堀君。

○4番（堀進一郎君）

54ページですね。

13節の委託料ですけれども、先程の説明で減額になったと、所謂執行残かなと思いましたが、10,000千円という大きい金額です。

これには、監理業務委託料と変更設計の委託業務をした実績のことを書いておりますけれども、何かこういう大きい10,000千円減額になったという理由は、何か大きい理由があるのか、もし予算計上の、見込み違いだったのか、その辺をもう少し詳細に説明をお願いします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（山田聡君）

この件につきましては、現在施工を致しております平似田太ノ浦線、橋梁の橋台と、それから橋梁の架設を、上工、これの施工監理を、委託をしたものでございます。

これにつきましては、長崎県建設技術研究センターというところに委託をしたのですが、当初予算で計上した分につきましては、県と、建設技術研究センターのほうで協定を結んでおられる単価で積算を致したものでございます。

このこと契約を結ぶ段階で見積もりを貰ったのですが、やはり、施工箇所が、8工区、9工区、1箇所、2箇所あるということ。それから大村から近いということ。そういうことを考慮して、かなり安くして頂いたということでございます。

最終的に、7,000万程度、約44%位で入れて頂いたということでございます。

○議長（森敏則君）

4番議員、堀君。

○4番（堀進一郎君）

今、7,000千円ばかり減額になったと、この監理業務のほうで。そしたらあと10,000千円以内ですからあと3,000千円、これは変更設計の委託料のほうでも減額になったのですか。そのへんを教えてください。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（山田聡君）

もう一点ここにあがっています橋梁、上工の変更積算でございますけれども、これにつきましては工事の方を繰越させていただきました。やはり工期のほうがおもわしくとれなかったということで繰越をさせていただきましたけれどもそれにもなう変更でございます、内容を申しますと期間が順調にいかなかった場合に事故繰越となる可能性があるということで22年度計上した分については落とさせていただいたということです。あわせて10,000千円ということです。

○議長（森敏則君）

4番議員、堀君。

○4番（堀進一郎君）

20ページ、地方交付税のことですけれども、歳入のことですけれども今回特別交付税が追加ということで2月の決定額があがったのかなと思いますけど、大きく64,255千円計上されていますけど、ほとんど今回は基金の方にとりこんでおられるということでございます。そういうなかで、この特別交付税、これは一部を今度の64,255千円で全体的にどれだけなるのか。全体的に普通交付税とあわせて2,144,220千円と思いますけれども、これが最終的な金額になっておるのか留保分というのはないのか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（下野慶計君）

普通交付税につきましては、今回が最終でございます先程申しましたように普通交付税の総額は1,999,277千円となっております。よろしいでしょうか。それから特別交付税の総額はつきましては、151,423千円。これが最新でございます。

○議長（森敏則君）

他に質疑ありませんか。

○議長（森敏則君）

6番議員、吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

39 ページの 2 款総務費 1 目税務費の中の納税組合に対する補助金が 1,000 千円の減額です、これをもう少し詳しく。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

税務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（富永勝君）

納税組合の補助金につきましては、毎年 5,000 千円ほど予算計上していますが数的に補助金の額が年々減ってきております。22 年度につきまして私の方が調べた所、納税組合が 194 組合あり、その中で 100%完納が 61 組合、だいたい 3 分の 1 です。その納付率によって補助金の額が違います。半分の場合は 2.5%、60%以上の場合は 2%と言うことでそこらへんでこちらとしては、納税組合は当然完納ということで、100%で計算した額等も含めて若干予算に似合う数字が出てこないということで毎年減額をさせてもらっています。

○議長（森敏則君）

吉永議員に申し上げます。質疑は 3 回まででございますので今後注意したいと、注意をします。

すみません。回数を私が 2 回目と勘違いして局長から指摘を受けました。以後注意します。他に

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民福祉課長。

○議長（森敏則君）

町民福祉課長。

○町民福祉課長（三根貞彦）

さきほど浪瀬議員からご質問ありました件でございますけど当初本体工事としまして補助金額 139,000 千円見込んでおりました。それとあと太陽光発電の特殊太陽光システム 13,320 千円を見込んでおります。

それと解体工事の限度額が 7,000 千円ということで合わせて 159,320 千円の補助金を見込んでおりましたのでこれの 4 分の 3 が補助ということになります。

それが総額 144,357 千円になったということです。以上です。

○議長（森敏則君）

他に質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

それではこれで質疑はないようですのでこれで質疑を終ります。

お諮りします。本案は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います

すが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって議案第 26 号は委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 26 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って 議案第 26 号専決処分の承認を求めることについて、平成 22 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 9 号）は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 1 6 議案第 27 号 専決処分の承認を求めることについて
（平成 22 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号））

日程第 1 7 議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについて
（平成 22 年度東彼杵町老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号））

日程第 1 8 議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについて
（平成 22 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号））

日程第 1 9 議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについて
（平成 22 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号））

○議長（森敏則君）

日程第 1 6 議案第 27 号 専決処分の承認を求めることについて
（平成 22 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号））

日程第 1 7 議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについて
（平成 22 年度東彼杵町老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号））

日程第 1 8 議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについて
（平成 22 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号））

日程第 1 9 議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについて
（平成 22 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号））

以上 4 議案を一括して議題とします。

本案について提案の理由をそれぞれ求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず 27 号でございます。これは国民健康保険事業の特別会計でございます。補正の額につきましては、総額を 1,083,391 千円、歳入歳出をそれぞれ 27,897 千円を減額するものであります。

歳出につきましては、医療費の減と言いますか、非常に安く済んだと言うことで減額になっております。もちろん予備費等も減額になっております。

歳入につきましては逆に医療費が落ちた分、割り当てが多く配分されておりました、それぞれ国庫支出金、療養給付金、県支出金など増額になっております。

詳細につきましては担当の課長から説明させます。

次に、議案第 28 号の専決につきましては、老人保健事業特別会計補正予算でございます。

これにつきましては、本年度で老人保健事業が終るということでその分の減額補正でございます。

次に 29 号介護保険事業特別会計補正でございます。

これにつきましては、総額が 799,960 千円歳入歳出それぞれ 415 千円の減額でございます。

これにつきましては、老人ホームの施設整備の補助金等の執行残が生じたために減額するものでございます。

それと実績による減でございます。

詳細につきましてもさきほどの 28 号、29 号もあわせましてのちほど町民福祉課長のほうから捕促して説明させます。

議案第 30 号につきましては後期高齢者医療特別会計補正でございます。予算総額を 84,651 千円、歳入歳出それぞれ 6,092 千円減額したものであります。これにつきましては、実績による減額であります。

詳細につきましては担当の課長の方から説明させます。宜しくお願いします。

○町長（渡邊悟君）

町民福祉課長。

○議長（森敏則君）

町民福祉課長。

○町民福祉課長（三根貞彦）

議案第 27 号平成 22 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分を本年 3 月 31 日付けで総じて実績にあわせるための補正を行ないましたので内容について、町長に代わりまして説明いたします。

まず歳出 13 ページを開いてください。

1 款 1 項 2 目連合会負担金の財源更正でございます。

23 年度からのレセプト電子化の実施に伴う国保連合会システム改修費負担金が入札実績より負担が減額となりました。そのため国の調整交付金が減額交付となったため財源更生を行なったものでございます。

14 ページお願いします。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費及び 2 目退職被保険者等療養給付費は 3 月末でも 39,000 千円、4,200 千円減額しておりましたけど、本年は幸いな事に大きなインフルエンザ等の発生もございませんでした。また当初年間被保険者数を 3,002 人と見込んでおりましたけども実績で

2,880人程度になったという事でございまして、今回療養給付負担金をさらに12,080千円、1,500千円それぞれ減額したものです。

町長が申しました様に医療を皆様のご協力によって伸びなかったということでございます。

また療養給付国庫負担金が22年度は当初予算ベースで交付申請をしております、それに伴いまして29,056千円が、国庫支出金が多く交付されましたから財源更正を併せて行なったものです。

2款2項1目一般被保険者高額療養費及び2目退職被保険者高額療養費でございますけれど、12月補正で14,000千円増額しておりました。これは前年度の1月以降の高額療養費を参考にしながら見込んだ訳でございますけれど、見込み額が前年よりほとんど伸びなかったとこれも幸いな事でございました。実績額にあわせましてそれぞれ2,133千円、1,300千円を減額したものであります。

16ページお願いします。

3款後期高齢者支援金、17ページ4款前期高齢者納付金、18ページ5款老人保健拠出金、19ページ6款介護納付金、20ページ7款共同事業拠出金、21ページ8款保険事業費でございますけれど、国庫支出金ならび国庫連合会から拠出金の交付実績に基づいて一般財源との財源更生を行なったものでございます。

22ページお願いします。

12款1項1目予備費は、支出はございませんでした。翌年度への繰越金を差し引いて10,884千円を今回減額したものです。

戻っていただいて、歳入6ページをお願いします。

3款1項1目療養給付費と国庫負担金9,215千円の追加補正でございますけれど、実績としてさきほど言いましたように昨年ほど医療費はのびませんでしたけれど、当初予算ベースで交付請求を、国庫負担金を行なっておりましたところ、本年度減額されずにそのままの交付ということになりました。多分震災等が発生した関係上、いつもは減額されるのですが本年度は減額がなかったと言うことで、本年度見てみますと、超過交付ということになっております。来年度は返還が発生すると思っておりますけれど、そういったかたちのなかで交付がございましたので9,215千円を計上しております。

3目特定健康診査等負担金ですけれども、これは平成21年度の特定健康診査負担金の交付額が確定しましたので222千円追加計上したものでございます。

3款2項1目財政調整交付金でございますけれど、これは交付額確定にともないまして追加交付となりましたので8,707千円を追加したものでございます。

4目国保介護従事者処遇改善臨時特例交付金506千円の追加補正でございますけれど、これは介護納付金の納付緩和措置として新たに補助金が交付されることになりましたので、目を追加して今回もそれを行ったものでございます。

8ページお願いします。

4款1項1目療養給付費交付金4,239千円の減額補正でございますけれど、退職被保険者等に係る医療費も同じく伸びませんでしたのでこれにあわせまして交付金が減額交付となりましたので実績にあわせて補正を行なったものでございます。

6款1項2目特定健康診査等負担金222千円の追加補正でございますけれど、さきほど言いまし

た国庫負担金と同様に 21 年度実績事業確定に伴い県負担金が追加交付されたものでございます。
10 ページをお願いします。

6 款 2 項県補助金 1 目県財政調整交付金 16,550 千円の追加補正でございます。22 年度徴収嘱託員を設置いたしましたして、それが徴収に対する取り組み姿勢及び実際収納率が伸びております。そういう理由で特別に交付する枠があるのですけれども、本年 16,550 千円そういう事が評価されて追加をされたものでございます。

7 款 1 項 1 目共同事業交付金、高額医療共同事業にかかる臨時交付金が今回新たに追加交付されたため 920 千円追加したものであります。

12 ページをお願いします。

9 款 1 項 1 目基金繰入金 60,000 千円の減額補正でありますけれども、平成 22 年度当初予算で 82,000 千円を財政調整基金から繰り入れることで予算を編成いたしておりました。

そのあと先程申しました様に医療費が伸びませんでしたので、3 月議会で 22,000 千円減額しておりました。

先程言いました様にインフルエンザ等の発生がなかったことなどによってです。

それと先程言いました調整交付金と特別調整交付金等とか国庫負担金が財源別で 29,000 千円余分に交付されておりますので、そういったことで繰入額を今回皆減したものでございます。

戻っていただいて 1 ページから 30 ページ第 1 表及び 4 ページ、5 ページの事項別明細書総括はこれまでの説明の積上げですので説明を省略します。以上説明を終ります。

続きまして議案第 28 号平成 22 年度東彼杵町老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号）の、これも同じように専決を 3 月 31 日付けで行いましたのでご説明いたします。

まず事項別明細書で説明する前に今回補正の概要についてご説明いたしますけれども、まず老人保健事業特別会計は当該年度に支払った医療費の 2 分の 1 が支払い基金交付金からその年度に概算交付される事になっております。

それ以外の国庫支出金、県支出金及び一般会計繰入金は翌年度に精算交付されるというふうになっておまして、平成 22 年度の決算状況が月遅れ等の、医療費の請求はございませんでした。

そのため前年度に概算交付された支払基金交付金の確定による償還金がございましてそれが 687,411 円 でございますけれども、それは支出だけと言うことで決算を終えております。

支払基金への償還基金につきましては、去年の 6 月の第 1 回補正で行なっておりましたので今回の専決補正は歳出では償還金を除く目の残目整理のための補正予算、歳入では歳入実績に合わせる補正予算を専決いたしております。

それでは歳入の 5 ページをお開きください。

1 款 1 項支払基金交付金 1 目、2 目本年度交付がありませんでしたので残目のために 1,549 千円、5 千円を減額しております。

6 ページをお願いします。

2 款 1 項国庫負担金 1 目医療費負担金は平成 21 年度分の精算交付があっております。43,286 円ありましたので 1,032 千円を減額いたしました。

3 款 1 項県負担金 1 目医療費負担金は国庫負担金と同様に 10,821 円の平成 21 年度の精算交付がありましたので 257 千円の減額をいたしました。

8 ページをお願いします。

4 款 1 項一般会計繰入金も負担金と同様に 21 年度分の精算と言うことで 10,822 円がありましたので、878 千円を減額いたしております。

5 款 1 項繰越金 622,371 円前年度繰越金がありましたので今回 622 千円の追加それをしております。

10 ページお願いします。

歳出 1 款 1 項医療諸費先程申しました様に、医療費の支出はございませんでしたのでそれぞれ 2,999 千円、95 千円、5 千円をそれぞれ減額しております。

戻っていただいて 1 ページ 2 ページの第 1 表及び、3 ページ 4 ページの事項別明細書はこれまでの総括積み上げですので説明を省略したいと思います。なお平成 22 年度で先程申しました様に老人医療関係は廃止となります。23 年度以降に返還金等が発生するかもしれませんが、もし発生した場合は一般会計で処理させていただくということになっております。以上で説明を終わります。

議案第 29 号平成 22 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 5 号)の専決処分これも 3 月 31 日付けで行いましたので説明申し上げます。

歳入 5 ページをお願いします。

3 款 2 項 1 目調整交付金当初保険給付金が 8.3%見込み計上しておりましたけれども、実際 8.2%の交付となりました。その結果 943 千円少なくなってきましたので、計算上のため減額したものであります。

同じく 4 目介護保険事業補助金、これは認知症グループホームのスプリンクラー整備事業に対する国の 100%補助金がありましたけど、入札の結果によりまして 415 千円が減額となりましたので減額したものであります。

6 ページをお願いします。

7 款 2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金、今回補正の財源とするため 943 千円を追加したものであります。

7 ページをお願いします。

歳出 1 款 6 項 1 目老人ホーム等施設整備費、先程説明しましたスプリンクラー等事業整備、今度は交付金でやるほうなのですけれど執行残額を、415 千円を減額したものでございます。

8 ページお願い致します。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費、調整交付金が見込み額より減額交付となり、財源更正を行なう必要がございましたので、国県支出金を 943 千円減額を致しまして同額を先ほど申しました介護給付費準備基金から繰入れて財源更生をおこなったものでございます。

戻っていただいて 1 ページ 2 ページの第 1 表、3 ページ 4 ページの事項別明細書総括はこれまでの積み上げですので説明を省略します。

議案第 30 号平成 22 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)これも同じように 3 月 31 日で専決を行いましたのでご説明いたします。

今回の補正は総じて、歳入の収入実績に、支出実績にあわせる補正予算を請求するようにいたしております。

それでは 5 ページをお開きください。

歳入 1 款 1 項 1 目特別請求保険料及び 2 目普通徴収保険料。現年度分は県広域連合から通知が

ありました金額で、また2目2節滞納繰越分は見込み金額で当初予算に計上しておりましたけれど、年間異動等によって増減が生じたので1目及び2目1節は調定額にあわせる補正、2目2節は収入額にあわせる補正額を計上しております。

7ページお願い致します。

4款1項1目一般会計繰入金賦課徴収費の郵券代等の減によりまして567千円の減額補正をいたしました。

10ページお願い致します。

6款5項4目雑入でございますけれども、健康診査及び人間ドッグの受診料として全額が広域連合から交付されますけれども、受診者の見込み減によりまして2,816千円を減額致しました。

11ページお願い致します。

歳出1款1項1目一般管理費、費用検査表等の送付に掛かる郵券代の減によりまして12節役務費58千円、13節委託料でございますけれども、当初300人の健康診査を見込んでおりましたけれども実際的には3分の1の106人の受診となりましたので、856千円、19節の負担金補助及び交付金100人の人間ドッグ受診を見込んでおりましたけれども4分の1の26人の受診となったため1,902千円それぞれ減額をいたしました。

13ページお願い致します。

2款1項1目保険料等納付金。保険料収入の減によりまして広域連合へ納付する保険料が減額となりましたので2,811千円を減額いたしております。

15ページお願い致します。

4款1項予備費は支出ございませんでしたけれども今回財源調整のため130千円減額しております。

戻っていただいて1ページ2ページ第1表、及び3ページ4ページの事項別明細書総括はこれまでの積み上げですので説明を省略します。以上宜しくお願い致します。

○議長（森敏則君）

それではこれから一括して質疑を行ないます。質疑の際は議案番号を告げてからお願い致します。どうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑は無いですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですのでこれで質疑を終ります。

お諮りします。議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号は会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、は委員会付託を省略することに決定しました。

これから一括して討論を行ないます。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論ないですか。

討論なしと認めこれで討論を終わります。

これから議案第 27 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って 議案第 27 号専決処分の承認を求めることについて、平成 22 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は原案のとおり承認することに決定しました。

次にこれから議案第 28 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って 議案第 28 号専決処分の承認を求めることについて、平成 22 年度東彼杵町老人保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり承認することに決定しました。

これから議案第 29 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って 議案第 29 号専決処分の承認を求めることについて、平成 22 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）は原案のとおり承認することに決定しました。

次にこれから議案第 30 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って 議案第 30 号専決処分の承認を求めることについて、平成 22 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり承認することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を 2 時 50 分再開します。

暫時休憩（午後 14 時 43 分）

再 開（午後 14 時 50 分）

日程第 2 0 議案第 31 号 専決処分の承認を求めることについて

（平成 22 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号））

日程第 2 1 議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 22 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号))

日程第 2 2 議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 22 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号))

日程第 2 3 議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 22 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号))

○議長 (森敏則君)

休憩前にもどり、会議を続けます。

日程第 2 0 議案第 31 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 22 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 5 号))

日程第 2 1 議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 22 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号))

日程第 2 2 議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 22 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号))

日程第 2 3 議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 22 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号))

以上 4 議案を一括して議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。

○町長 (渡邊悟君)

議長。

○議長 (森敏則君)

町長。

○町長 (渡邊悟君)

それでは議案第 31 号簡易水道事業特別会計補正予算について提案理由の説明いたします。

総額につきましては、262,335 千円でございます。歳入歳出それぞれ 5,900 千円減額しております。歳出につきましてはすべて執行残等によるものでございます。歳入につきましては、事業費の確定による国庫補助金ならびに財政調整基金、町債等の減額の計上でございます。詳細につきましては、担当の課長水道課長のほうから説明させます。

次に、議案 32 号農業集落排水事業特別会計補正予算、これにつきましては、総額 40,100 千円ちょうどでございます。歳入歳出それぞれ 1,300 千円減額いたします。これにつきましても歳出につきましては実績による減でございます。歳入につきましてもそれぞれ収入分担金使用料等の実績においた調整を行っております。詳細につきましては水道課長のほうから説明させます。

次に、議案第 33 号東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)、総額を 7,500 千円としまして、歳入歳出それぞれ 800 千円を減額しております。これにつきましても執行残による減額であります。詳細につきましては担当水道課長のほうから説明させます。

議案第 34 号公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)、総額を 398,147 千円といたしまして、

歳入歳出それぞれ 14,104 千円を減額するものでございます。これにつきましても、事業費の確定による減額であります。詳細につきましては担当の課長のほうから説明をさせます。宜しくお願ひ致します。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（森敏則君）

町長にかわり水道課長

○水道課長（西坂孝良君）

水道課長です。それでは議案第 31 号から説明を致します。

11 ページの歳出をお願ひ致します。

1 款 2 項 1 目給水費 11 節需用費、光熱水費ならびに修繕費につきましては実績の減によりまして 1,800 千円の減額となっております。

13 節委託料につきましても、水質検査にかかる委託料の執行減により 396 千円の減額となっております。

次に 12 ページをお願ひ致します。

2 款 1 項 1 目建設改良費、13 節委託料につきましては、工業団地配水池増設工事用の測量設計業務委託でございますが執行減により 297 千円の減額となっております。

15 節工事請負費につきましては、公共下水道にかかる管布設替工事及び広域農道整備事業にかかる管渠の布設工事でしたが支障範囲の減少並びに執行減等によって 2,357 千円の減額となっております。

次に 2 目遠目地区水道施設設置事業費 15 節工事請負費につきましては、執行減により 1,050 千円の減額となっております。

次に歳入の 6 ページに戻っていただきまして、2 款 1 項 1 目 1 節の簡易水道費補助金につきましては遠目地区の管渠工事の執行減によりまして 420 千円の減額となりました。

次に、7 ページをお願ひ致します。

7 款 1 項 1 目 1 節の一般会計繰入金ですが、これはそれぞれの事業に伴います水道管の布設替工事の一般会計からの繰入金にあたりまして、精査の結果公共下水道事業分が 828 千円、広域農道整備分が 644 千円、遠目地区水道施設設置事業分が 30 千円、工業団地配水池増設工事分が 297 千円の合計 1,799 千円の減額となっております。

次に 8 ページをお願ひします。

7 款 2 項 1 目 1 節の財政調整基金繰入金につきましては、歳出の給水費の減によりまして財源の目途がたちましたことから、2,196 千円の減額となっております。

9 ページお願ひいたします。

9 款 2 項 3 目 1 節の雑入につきましては歳出でも説明をいたしましたとおり、公共下水道事業に掛かる補償費が 885 千円の減額となっております。

次に 10 ページお願ひします。

10 款 1 項 1 目 1 節の簡易水道事業債につきましては遠目地区水道施設工事の執行減により 600 千円の減額となりました。

次に 3 ページお願ひします。

第 2 表の地方債補正でございますけど、歳出で説明しました地方債の変更で起債限度額が 16,600 千円、600 千円の減額を行なうもので、起債の方法、利率、償還方法等については変わりありません。

それから戻りまして 1 ページから 2 ページの第 1 表、および 4 ページから 5 ページにつきましては、ただいまの補正の積み上げですので説明を省略させていただきます。

次に農業集落排水事業特別会計でございますが議案第 32 号をお願いいたします。

まず 9 ページの歳出をお願いします。

1 款 2 項 1 目の排水費、11 節需用費につきましては消耗品費、光熱水費、修繕費とも実績の減によりまして 800 千円の減額となりました。

15 節の工事請負費につきましては、管路の上部の舗装補修を予算化しておりましたけれども、実績の減によりまして 500 千円の減額となりました。

次に 5 ページの歳入をお願いいたします。

1 款 1 項 1 目農業集落排水分担金でございますけれども、実績によりまして追加分でございます。

次に 6 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目使用料、1 節の現年度分につきましては、実績の増による使用料の増額分でございます。

次に 7 ページをお願いいたします。

2 款 2 項 1 目 1 節の申請手数料につきましても実績による手数料の増額分でございます。

次に 8 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目 1 節の一般会計繰入金ですが、先程ご説明いたしました業務費の実績減による 1,300 千円、それから歳入の補正額で説明しました追加分の合計 880 千円をあわせました 2,180 千円を一般会計へ繰り戻す為の減額でございます。

戻りまして 1 ページから 4 ページにつきましては今回の補正額の積み上げでございますので説明を省略させていただきます。

続きまして議案第 33 号をお願いいたします。

まず 6 ページをお願いいたします。

1 款 2 項 1 目排水費の 11 節需要費につきましては、実績により 800 千円の減額となりました。

次に 5 ページの歳入をお願いいたします。

4 款 1 項 1 目 1 節の一般会計繰入金ですが説明いたしました業務の実績減による 800 千円を一般会計へ繰り戻す為の減額でございます。

それから戻りまして 1 ページから 4 ページにつきましては今回の補正額の積み上げでございますので省略させていただきます。

つづきまして議案第 34 号をお願いいたします。

まず 8 ページの歳出をお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、運営費および建設費との財源の更正であります。

9 ページをお願いいたします。

1 款 2 項 1 目排水費 12 節役務費につきましては処理施設の 2 系列目が完成いたしましたので、1 系列目から処理水を移し、1 系列目の処理施設の清掃を計画しておりました。1 系列目の清掃の折に、汚泥ならびに汚水がさうとう出るものと想定しておりましたが、現地の結果非常に良好

な汚泥、汚水であった為に2系列の方へほとんどの量を移すことができました。そういうことによりまして1,468千円の減額となっております。

10ページをお願いいたします。

2款1項1目下水道建設費11節の需用費につきましては実績を精査の結果1,154千円の減額となっております。

15節工事請負費につきましては開削工事、推進工事、舗装工事の工事間の調整ならびに実績の精査の結果10,194千円の減額となりました。

続きまして、22節補償補填及び賠償金につきましては移設補償対象の減によりまして、885千円の減額となっております。

次に11ページをお願いいたします。

3款1項2目利子の23節償還金利子及び割引料は、実績による403千円の一時借入金分の利息の減でございます。

次に5ページに戻って頂きたいと思います。

歳入の1款1項1目下水道事業費負担金の2節滞納繰越分につきましては実績にあわせて560千円の増を計上致しております。

続きまして6ページをお願いいたします。

2款1項1目使用料につきましても収入実績によりまして2,178千円の増となっております。

7ページをお願いいたします。

5款1項1目1節の一般会計繰入金につきましては、さきほどから説明いたしました歳出減額分と歳入の増額分の合計の16,842千円を一般会計へ繰り戻す為の金額でございます。

それから戻りまして、1ページから4ページにつきましてはただいまの補正の積み上げでございますので説明を省略させていただきます。以上説明を終わります。

○議長（森敏則君）

それではこれから一括して質疑を行ないます。質疑の際は議案番号を告げてからお願い致します。どうぞ。

3番議員、浪瀬君

○3番（浪瀬真吾君）

公共下水道事業の10ページ、下水道建設費の中で、15節工事請負費の中で、開削工事、推進工事、舗装工事それぞれ何処の分がどうだったのか、それぞれ金額がどれくらい、増減がそれぞれおのおの、これには上の段には書いてあるわけですが書いて無いのでどれくらいなのか、まずお尋ねいたしたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（森敏則君）

町長にかわり水道課長。

○水道課長（西坂孝良君）

まずこの増減でございますけれども、開削工事の分が16,000千円の減です。

それから推進工事追加分が 19,900 千円の追加でございます。

それから舗装復旧工事が 13,900 千円の減でございます。

それぞれ推進工事、開削工事等、増えた所減った所があるのですけれども、開削工事の場所をちょっと言いますと、橋の詰地区が 1 件、それから大門地区と言いまして山田保育園の所です、あその所が 1 件です。それから上杉地区と言いまして、大野原高原線の所、国道 34 号線から入った所なのですけれどもそこが 1 件。それから山田地区なのですけれども山田地区が繰越してしていたのですけれどもこの分が現年分と合併で施工したと言うことで開削工事が 4 件でございます。

それから推進工事の方が、東町地区の幹線管渠築造工事ということで、これが町民グラウンドの入り口の所の国道部分を推進した分でございます。それから大門地区の幹線管渠の推進工事ということでこれが浜宮様の所から国道を推進してちょうどセブンイレブンさんがある所まで推進工事を行っております。この 2 件でございます。

それから舗装工事につきましては、東町地区の舗装工事ということで舗装工事につきましては 1 件です。工事を橋の詰地区で行っております。これは石町地区の所を中心として橋の詰地区の工事を広範囲にやっているのですがその所の舗装工事でございます。それで 1 件でございます。

だいたい件数としては以上のような状況でございます。

○議長（森敏則君）

よろしいですか。他に。どうぞ

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですのでこれで質疑を終ります。

お諮りします。議案第 31 号、議案第 32 号、議案第 33 号、議案第 34 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定よって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって議案第 31 号、議案第 32 号、議案第 33 号、議案第 34 号、は委員会付託を省略することに決定しました。

これから一括して討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認めこれで討論を終わります。

これから議案第 31 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って 議案第 31 号専決処分の承認を求めることについて、平成 22 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）は原案のとおり承認することに決定しました。

次にこれから議案第 32 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って 議案第 32 号専決処分の承認を求めることについて、平成 22 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり承認することに決定しました。

次に議案第 33 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って 議案第 33 号専決処分の承認を求めることについて、平成 22 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり承認することに決定しました。

次にこれから議案第 34 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って 議案第 34 号専決処分の承認を求めることについて、平成 22 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は原案のとおり承認することに決定しました。

議案配布のために

○議長（森敏則君）

配っている、お手元に配っていますね。

日程第 2 4 議案第 35 号 東彼杵町監査委員の選任について

○議長（森敏則君）

それでは次に、日程第 2 4、議案第 35 号監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法 117 条の規定により吉永秀俊君の退場を求めます。

○議長（森敏則君）

それでは局長に議案を朗読させます。

○議長（森敏則君）

次に、本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは議案第 35 号の提案理由の説明をいたします。

監査委員につきましては、自治法の規定によりまして識見を有する方ということで、本日同席しておりますけども宮川さんの方が現在行なっております。

さらにただいま退席いただきました吉永議員が議会議員のうちからの 1 名で 5 月 31 日までの

任期でございます。引き続き監査委員をお願いしたいという事で選任をするものであります。宜しくお願いいたします。

○議長（森敏則君）

これから質疑を行ないます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

ないですね。質疑がないようですのでこれで質疑を終ります。

お諮りします。本案は会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

次にこれから討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認めこれで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従いまして 議案第35号監査委員の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

吉永秀俊君の入場を許可します。

ここで暫時休憩いたします。

暫時休憩（午後15時15分）

再開（午後15時16分）

○議長（森敏則君）

休憩前にもどり、会議を続けます。

吉永秀俊君にお知らせします。

先程監査委員の選任については、同意することに決定しました。宜しくお願いします。

日程第25 報告第2号 専決処分に関する報告について

（大野原高原線改良工事（13工区）請負契約の変更に伴う請負金額の変更について）

○議長（森敏則君）

次に日程第25 報告第2号、専決処分の報告について（大野原高原線改良工事（13工区）請負

契約の変更に伴う請負金額の変更について)を議題とします。

本案について説明を求めます。

町長。

○町長 (渡邊悟君)

報告第2号でございます。これにつきましては大野原高原線改良工事(13工区)契約額の変更でございます。お手元の通り変更後の契約金額が53,410,350円ということで1,400千円ほどアップしております。内容につきましては大きな物はお手元に図面とか有るかと思えますけど、グリーンで図示した分でございます。これが大きな理由でございます。法面の伐採の処分の追加計上が大きな理由でございます。

その次に大きなものといしましては、用水路金谷水路というのがこの道路に入っておりますけれども、ここの改良に伴いますところの仮設パイプの布設、これが3分の1ほどのウエイトをしめております。詳細につきましては担当課長から説明させます。宜しく願いいたします。

失礼致しました。先程1,400千円ほどと申すけれども訂正いたします。238,350円の増でございます。宜しく願いいたします。

建設課長。

○議長 (森敏則君)

建設課長。

○建設課長 (山田聡君)

それでは報告をさせていただきます。契約変更の理由は大野原高原線改良工事(13工区)の契約の変更でございます。

契約の方法は当初指名競争入札、変更が随意契約でございます。当初契約金額は51,030千円、変更後契約金額は53,410,350円、238,350円の増でございます。

契約の相手方は、株式会社 朽原建設 代表取締役 朽原 保でございます。

平面図でご説明いたしますけれども位置的には図面左手が彼杵宿方面、右手が中尾方面となります。

この工事は平成23年3月9日の定例議会において承認を得て実施しているものでございまして、国道交差点から220m付近の改良済み地点から彼杵宿方面に延長60mの幅員7mの改良工事を実施しております。今回変更の主なものにつきましては、当工事で発生する残土につきまして本路線の町道白丸線との交差点の手前部分に盛土として約2,500 m³を流用いたしましてそのことにより残土処分2,000 m³が減となっております。それから排水路500型22.5m、300型71.8m、重力的要壁12 m²の追加、それから農業用用水路の仮設配管66mの追加、施工個所内に自生をしております竹等の伐採、運搬、処分の追加こういったものの変更や追加のために契約額に変更が生じた為のものでございます。

工事完了は23年9月末を予定いたしております。以上報告します。

○議長 (森敏則君)

以上で説明が終了しましたが、報告事項でありますのでこれで報告第2号を終ります。

日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第 2 7 特別委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件
（広報編集調査特別委員会）

○議長（森敏則君）

次に日程第 26 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件及び日程第 2 7 特別委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件を一括議題とします。

議会運営委員長から平成 24 年 3 月末日まで開催される定例会及び議会臨時会の議会運営について、議会広報編集特別委員長から平成 24 年 3 月末日まで発行する議会だよりについて、

会議規則第 74 条の規定によりお手元に配布しました申し出書の通り閉会中の継続調査申し出があがっております。

お諮りします。委員長からの申し出の通り閉会中の継続調査とする事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

したがって議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件および特別委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件は継続調査とすることに決定しました。

日程第 2 8 議員派遣の件（新議員研修会）

○議長（森敏則君）

次に、日程第 28 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本件について会議規則第 119 条の規定によってお手元に配布しました別紙の通り議員を派遣したいと思いますのご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って議員派遣の件はお手元に配布しました別紙のとおり派遣することに決定しました。

なお只今議決いたしました議員派遣の件で後日変更等があった場合、議長に一任願いたいと思っておりますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

したがって後日変更等があった場合は議長に一任する事に決定しました。

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。選挙後初めての臨時会でありましたが、議会構成その他重要案件について大変熱心に慎重審議いただきありがとうございました。

会議を閉じます。

平成 23 年第 2 回東彼杵町議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

閉会（午後 15 時 24 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ない事を証明する為に署名する。

平成 23年 11月 2日

議 長 森 敏則

署名議員 福田 修

署名議員 橋村 孝彦